

## 非常変災その他緊迫事態における非常措置について

「特別警報」または「暴風を含む警報」などが発表された場合には、安全確保のため、下記のとおりに対応とします。

### 記

- 1 「特別警報」または「暴風を含む警報」が発表された場合 **※中高で異なります**
  - 【中学生】

午前6時において県内全域または県内の特定の地域に、「特別警報」または「暴風を含む警報」が発表されている場合には、臨時休業（家庭学習）とします。

なお、土・日曜日に行う活動（部活動や自習室開放等）についても同様の扱いとします。
  - 【高校生】

午前6時において県内全域または特定の地域に、「特別警報」または「暴風を含む警報」が発表されている場合には、始業時刻を繰下げ、自宅待機とします。「特別警報」または「暴風を含む警報」が解除され次第、安全を確認し登校させてください。

また、午前10時においてもなお県内のいずれかの地域に「特別警報」または「暴風を含む警報」が発表されている場合は、臨時休業（家庭学習）とします。

なお、土・日曜日に行う活動（部活動、自習室開放等）については、午前6時現在で県内いずれかの地域に、「特別警報」または「暴風を含む警報」が発表されている場合は、中止とします。
- 2 特別警報、警報の種類の確認  
特別警報、警報の発表は、ラジオ・テレビ等で確認してください。